（二）潜水艦用に特に設計した電動機であって、次のいずれにも該当するもの
1　出力が〇・七五メガワット（一、〇一九・七馬力）を超えるもの
2　急速逆回転が可能なもの
3　液冷式のもの
4　密閉式のもの
（三）非磁性ディーゼルエンジンであって、次のいずれにも該当するもの
1　出力が三七・三キロワット（五〇・七馬力）以上のもの
2　非磁性材料の重量が全重量の七五パーセントを超えるもの
（四）潜水艦用に特に設計した非大気依存型推進装置（原子力によるものを除く。）
ハ　水中探知装置若しくはその制御装置又はこれらの部分品であって、軍用に設計したもの
ニ　軍用に設計した防潜網又は魚雷防御網
ホ　軍用に設計した船体貫通装置若しくはコネクタであって、船舶外部の装置との相互作用を可能にするもの（単心、多心、共軸若しくは導波管式の船舶用コネクタ又は船体貫通装置であって、水深一〇〇メートルを超える海中において外部からの海水の流入を許さずに所定の性能を維持できるもの並びに深さのいかんを問わずレーザービームの伝送ができるよう設計した光ファイバーのコネクタ及び光学式船体貫通装置を含み、通常の推進軸及び水力学的制御用の駆動軸であって、船体を貫通するものを除く。）又はこれらの部分品であって、軍用に設計したもの
ヘ　サイレント軸受であって、次のいずれかを有するもの若しくはその部分品又はこれらの軸受を含む装置（軍用に設計したものに限る。）
（一）ガス又は磁気のサスペンション
（二）能動式の痕跡制御装置
（三）振動抑制装置
十四　軍用航空機若しくはその附属品又はこれらの部分品であって、次のいずれかに該当するもの
イ　戦闘用有翼航空機又はそのために特に設計した部分品
ロ　軍用に設計し若しくは改造した有翼航空機（偵察、強襲、訓練、部隊若しくは軍用装備の輸送若しくは投下又は兵站用に設計したものを含み、軍用に構成しておらず、軍用に設計した装置又は取付品を取り付けておらず、かつ、一以上のワッセナー・アレンジメント参加国の航空当局によって民生用と認定されたもの並びにイに掲げるものを除く。）若しくは軽飛行機又はそのために特に設計した部分品（軍用に改造した有翼航空機又は軽飛行機の部分品にあっては、当該改造に必要なものに限る。）
ハ　無人航空機若しくはその関連装置であって、次のいずれかに該当するもの（軍用に設計し又は改造したものに限る。）又はそのために特に設計した部分品
（一）無人航空機（遠隔操縦により人が制御できる機能を有するもの、自律的な飛行制御能力及び航行能力を有するもの並びに軽飛行機を含む。）
（二）（一）に掲げるものの発射機又は地上支援装置
（三）（一）又は（二）に掲げるものの誘導装置又は制御装置
ニ　軍用に設計し若しくは改造した航空機用エンジン又はそのために特に設計した部分品（一以上のワッセナー・アレンジメント参加国の航空当局によって民生用と認定された航空機用エンジン及びそのために特に設計した部分品並びにレシプロエンジン及びそのために特に設計した部分品（無人航空機用に特に設計したものを除く。）を除くものとし、軍用に改造した航空機用エンジンの部分品にあっては、当該改造に必要なものに限る。）
ホ　イ及びロに掲げる有翼航空機に使用するために特に設計した装置（空中給油装置を含む。）若しくはニに掲げる航空機用エンジンに使用するために特に設計した装置又はそのために特に設計した部分品
ヘ　加圧給油装置、閉鎖された区域での活動を容易にするよう特に設計した装置又は地上装置であって、イ及びロに掲げる有翼航空機又はニに掲げる航空機用エンジンのために特に開発したもの
ト　次のいずれかに該当するもの
（一）軍用の救難ヘルメット若しくは防護マスク又はそのために特に設計した部分品
（二）与圧呼吸機器及び部分的与圧服（有翼航空機内で使用するものに限る。）
（三）耐重力スーツ
（四）液体酸素変換装置（有翼航空機用又はミサイル用のものに限る。）
（五）有翼航空機からの緊急脱出用の射出装置又はカートリッジ作動装置
チ　パラシュート（本条において他に掲げるものを除く。）、パラグライダー若しくは高い高度から降下する者のために特に設計した装置（服、ヘルメット、呼吸装置及び航法装置を含む。）又はそのために特に設計した部分品
リ　制御されたオープニングジャンプ（高度のいかんを問わない。）のための装置であって、軍用に設計し又は改造したもの（酸素発生装置を含む。）又は投下した搭載物の自動操縦装置
十五　衛星航法システム妨害装置又はそのために特に設計した部分品
十六　高速運動エネルギー兵器（銃砲を除く。）若しくはその発射体（電磁波、電熱、プラズマ、ライトガス又は化学反応（電磁波、電熱、プラズマ又はライトガスと組み合わせて使用する場合に限る。）により推進するものに限る。）であって、標的を破壊し若しくはその機能を失わせるよう特に設計したもの又はそのために特に設計した部分品（次に掲げるもの（運動エネルギー兵器用に特に設計した場合に限る。）を含む。）
イ　発射推進装置であって、単射又は速射モードで、重量が〇・一グラムを超えるものを毎秒一・六キロメートルを超える速度に加速できるもの
ロ　次のいずれかに該当するもの
（一）一次動力発生装置
（二）電気装甲
（三）エネルギー貯蓄装置
（四）熱制御器、調節器、切替機又は燃料調節装置
（五）動力供給部、銃その他の砲塔の電気駆動機能の間の電気的インターフェース
ハ　標的の捕捉、追跡、発射制御又は被害評価のための装置
ニ　発射体の自動追尾、誘導及び方向転換のための装置
十七　装甲板、軍用ヘルメット若しくは防弾衣又はこれらの部分品であって、次のいずれかに該当するもの
イ　装甲板であって、次のいずれかに該当するもの
（一）軍用の規格又は仕様に従って製造されたもの
（二）軍用に適したもの
ロ　金属材料、非金属材料若しくはこれらの組合せによる構造物であって、軍用装置の防弾のために特に設計したもの又はそのために特に設計した部分品（爆発反応装甲として使用し、又は軍用シェルターを製造するために特に設計したものを含む。）
ハ　ヘルメットであって、軍用の規格若しくは仕様若しくは同等の基準に従って製造したもの（通常のスチール製ヘルメットであって、附属品を取り付けておらず、かつ、取り付けることができないもの、第十四号トの（一）及び同号チに掲げるもの並びに個人護身用のものを除くものとし、爆弾処理要員のために特に設計したヘルメットにあっては、軍用に設計したものに限る。）又はそのために特に設計した部分品（ヘルメットの外殻、ストラップ及び保護パッドを含む。）
ニ　防弾衣若しくは防護服であって、軍用の規格若しくは仕様若しくは同等の基準に従って製造したもの（個人護身用のものを除く。）又はそのために特に設計した部分品